

市民協働条例調査特別委員会

(平成25年4月10日)

○ 伊藤嗣也副委員長

皆さん、おはようございます。

本日、まず冒頭ではございますが、杉浦委員長が、まことに申しわけございませんが、体調不良のため、本日欠席させていただきたいとの連絡がありましたので、副委員長の私が本日の委員会の進行をとり行わせていただきますので、どうか、皆様、よろしく願いいたします。

まず、皆さん、お手元にたくさんの資料が配付されておると思いますが、資料1から8まででございます。

1は、前回の1月30日の委員会に出された主な意見でございます。これは、星印が委員長、小さな点が委員、丸印が理事者でございますので、目を通していただきながら、できましたら進行を進めたいと思います。

それから、2番、3番、4番、2番から8番まで資料でございます。これにつきまして、皆さん、お手元でございますでしょうか。左上に資料1、2、3、4、5と振ってございますが、8まで。ない方はいらっしゃいませんですね。

それでは、時間の都合もございますので、この資料につきまして、皆さん、手元にあるということでございますので、配付資料の説明を理事者側のほうからしていただきたいと思っております。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

市民文化部次長の山下でございます。

時間もないところ、申しわけございませんが、今回、4月に若干私どもの人事異動をさせていただきましたものですから、お手元、こちら側が、市民生活課の地域調整監の酒井でございます。それと、こちらが市民文化部政策推進監の稲垣ということで、あと、私と係長はそのまま、部長もそのままということでございます。よろしく願いをいたしたいと思っております。

それでは、資料のご説明をさせていただきます。

まず、資料2でございますが、これにつきましては、先週、各議員さんのほうにお配りをさせてはいただきましたが、市民活動総合保険の内容が若干拡充をさせていただいたと

ということで、お手元の資料の2の下線部を引かせていただいたところが、今回、昨年度から拡充をしたということで、主な拡充につきましては、熱中症とか、あと、食中毒とかいうようなものを市民活動の対象にしたというようところが大きな改正点でございます。

それで、めくっていただきまして2ページ目でございますが、これにつきましては、前回の委員会の中で、今、活動保険の支払いといいますか、状況とか、保険料なんかの資料をとということでございましたので、2ページ目に記載をさせていただきましたので、ご確認をお願いしたいというふうに思っております。

続きまして、資料3でございますが、資料3につきましては、これは、全国社会福祉協議会が携わっておりますボランティア活動保険について資料でございます、ボランティア活動保険というのと、ボランティア行事用保険と、この二つについて保険という制度があるということで、最初のボランティア活動保険につきましては、1ページをめくっていただきまして、これにつきましては、各市民の方が社協に登録をして、登録をすれば、個人として、このボランティアの保険を掛けることができるというようなものでございまして、右手を見ていただきますと、Aタイプ、Bタイプと、その内容ですね。金額、その補償内容等によっては300円とか450円。天災、地震災害とか、そういうのがあれば、下のいうようで、個人で掛けていただく保険というようなものが、今、用意をされておりました、これは社協のほうに登録さえされれば、皆さん、掛けることができるというような保険になっております。

続きまして、ボランティア行事用保険でございますが、これは、個人というよりも行事、個々の行事を行う際に団体さんが掛けられて、その行事期間中に起こった事故について補償されるというような行事に関する保険というようなことでございます。

続きまして、資料4でございますが、これにつきましては、前回の委員会の中で、市民協働促進条例、仮称でございますが、附属機関になるのかならないのかという、そういった議論がございまして、その条文的な整理をさせていただいた部分で、これは、事前に送らせていただいた資料でございますが、ここの1番を見ていただきますと、調定審査、審議、または調査を行う委員会、審議会等は、地方自治法第138条の3項に基づき、執行機関の附属機関として法律、または条例で定めなければならないということになっておりました、今回、この促進委員会の中身が、調定、審査、審議、調査ということであれば、執行機関の附属機関ということで条例で設置をするということになるということでございます。

2番目ですね。本市の附属機関の設置の事例としては、四日市市男女共同参画推進条例というものがございまして、こういった条文で設置がされております。

めくっていただきまして、福岡市の事例でございまして、福岡市の市民公益活動推進条例というものがございまして、その中の市民公益活動推進審議会というものについても、これは条例化をされて、審議会は次に掲げる事務を行うということで、15条の(1)、(2)というようなことが規定されているということで、そのときの前回の委員会のご質問の中においては、附属機関というふうになると、市長の諮問に応じないと、調査、審議等を行い、その結果を市長に答申することしかできないのかというようなこともございまして、それではなくて、ここにもございまして、②に書きましたように、上記①に定めるもののほか、必要と認めた事項について調査、審議等を行い、市長に対し意見を述べることができる、こういった文言の条文は入れることができ、委員会としても、市長の諮問がなければ、必ずしも意見を言えないということではないというようなことになっておりまして、今、お手元の資料6でお配りをさせていただきました条文の12条には、今の段階においては、12条の2項でございまして、市長の諮問に応じということになっておりますけれども、こちらにありますように、例えば、福岡市の事例のように、前項に規定する事項について調査、審議し、市長に意見を述べるといったような条項を追加すれば、委員会として、市長の諮問がなくても意見を述べることができるという条項は盛り込むことができるというふうに考えておるところでございまして。

続きまして、資料5でございまして、協働委託事業についてということで、これにつきましては、今回の3月の議会で一応予算としてお認めをいただいて、試行的に進めていきたいというふうに思っております事業で、あくまでもこれにつきましては、市民の団体さんから提案を受けて、受けた事業に対して、市として何か一緒に委託ができる事業がこの中でないかどうかというようなことを協議を、これは、当然、私ども市民生活課だけではなくて、その事業に関する関係課と協議して、市が委託する部分があれば委託をするという形の、いわゆる協働といいますか、団体さんのやること、市の委託することというようなことを、一度制度的、要するにパイロット的にやってみたいなということで、今回、予算を上げさせていただいて、市民の方、団体さんに提案を求めて、こういった事業を進めてみたいというふうに思っているものでございまして、参考としてご提案をさせていただきました。

それと、資料6につきましては、今現在、ご議論いただいている条例(案)の今の段階

での文案ということでございます。

それと、資料7につきましては、この基金の仕組みについて、当然議員の皆様についてはご理解をされている方というふうに思っておりますが、図式化をして、一応こういった仕組みになっているということで参考にお出しをさせていただきました。

最後、資料8につきましては、これまでも何度か出させていただいている資料を、再度、資料として提出をさせていただいているということでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明、並びに資料につきまして質疑を行いたいと思いますが、質疑のある方、挙手をお願いいたします。

○ 樋口博己委員

質疑の前に、伊藤嗣也副委員長が、会派移動のためのメンバー構成に何かかわったようなこともメールが来ていたと思うんですが、席のあいている方のお名前の確認だけ、変わっていないんですかね、ちょっとその辺。お願いします。

○ 加納康樹委員

この特別委員会というのは、原則ですけれども、議運の会派の人数割りということになっていて、それに伴って、多少今回変更がある、変更したほうがいいんじゃないのかというところまでは確認がされているんですが、この特別委員会の委員の指名というのは、本会議で指名しないといけないので、実は、現時点のままではちょっといじりようがないので、現状の委員のメンバーのままというふうになっております。

ついでに公の場で言っちゃうと、石川さん、ずっと来ていないんですけれども、来ていないのはいいけど、このときに視察に行っているというのはどうかな、非常に問題だなと思うんですが、ちょっとつぶやきました。

○ 伊藤嗣也副委員長

樋口委員、よろしいでしょうか。

○ 樋口博己委員

わかりました。もう既に変わっているのかなと、豊田委員が外れたのか、欠席なのかという、その辺。

○ 伊藤嗣也副委員長

それでは、進行を進めたいと思います。

質疑のある方、いらっしゃいますでしょうか。

○ 中村久雄委員

委員会にはちょっと外れてしまうんですけども、ボランティア活動保険で災害ボランティアがありますよね。災害のときにボランティア、これ、社協がボランティアセンターを立ち上げてやるというんですけども、それはどの保険に当たるんですかね。このボランティア活動保険に災害ボランティアの方は入っていただくという形になるんですかね。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

次長の山下でございます。

お手元のボランティア活動保険の1ページをめくっていただいて、地震のときとか、津波とか、こういったときについては、補償内容のところの6行目ですか、補償内容の6行目に天災タイプと、こういったタイプの場合は、天災、地震、津波によるけがも補償するというようなことございますので、ただ、その下には、台風とか風水害については基本タイプという普通のタイプでもいいということなんですが、天災タイプ、地震なんかではこちらのほうにお入りをいただくというを多分勧めていることになるんだろうなというふうに考えております。

○ 中村久雄委員

その値段が、年間保険料でAタイプ460円、こっちのほうでいくんですね。そうしたらそんなに負担なくいけるわけやなということを確認しておきたかったんです。

以上です。

○ 伊藤嗣也副委員長

いいですか。ありがとうございました。

他にございますでしょうか。

○ 笹岡秀太郎委員

協働委託事業について、資料5かな。これ、もう少しちょっと、わからん部分があるので教えてほしいんですが、今の一つ、地域課題の課題を解決するための協働型の仕組みをつくると、これはここまではわかるんやけれども、そのために、新たにパイロット的に公募による提案をされた広域性のある取り組み、この辺のことを、もう少し、ちょっとかみ砕いて説明してもらえませんか、わかりやすく。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

パイロット的というのは試行的にということで、これを、今年度から制度化して、ずっと来年度も、再来年度もこういった制度をやっていきますよという話ではなくて、本年度、一度募集をして、いわゆる、今までは補助金でございますので、ある程度補助金の中で団体さんが自由に活動されて、それが補助対象であれば全部入れるよという話をしておったんですが、これは、あくまでも委託事業という部分が入りますので、要するに、行政がどうしてもそれをやるべきだろうという、必要があるだろうと、それを、市民の方と一つの大きな事業の中の一部でもあるし、全体かもわかりませんが、それで、一部は行政の事業と、公益として事業、市としてやるべきだろうというようなことを、私どもを含めて各課で、これは市としてやってもええんと違うかというようなことがあれば、その部分については委託をします。それ以外の、例えば、この一緒の事業の中でも一つの、さくらまつりをとりますと、普通のイベントなんかをやる部分については、それは委託までもせんでも自主事業でやってもらおうと。こっちについては、トイレ等の設置とか、清掃とか、そういったものについては委託ができんかなとかいうようなことのすみ分けを、責任分担を明確にしてやっていけるような事業を組み立てられないかなということなんですけど、ただ、これは、全体的には三重県がやっていますが、どんな問題が細かいところで発生してくるかわからんということですので、それを一旦、パイロット的に今回、1年間試行的にやらせてもらって、その問題点なんかも含めて、それがうまいこと整理をされているということになれば、それをまた、議会にも予算なんかを認めていただいて制度化、こういった制

度というのをつくっていききたいなということを思っておりまして、本年度については試行的にやらせていただくというような形でパイロットという言い方を申し上げたということでございます。

○ 笹岡秀太郎委員

文書の、ちょっとつながりが理解しにくかったので、要するに、そうすると、説明によると、今年度、一遍試行的に、そういう協働型の仕組みをつくるための試行的な公募をかけていって様子を見ると、こういうことになるんやね。

この委託事業の内容については、委託金額は、もう1事業50万を限度とするんやけど、このあたりはもう決まっておるわけやね。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

これにつきましては、一度、今回予算審議をしていただいた中で、全体の枠は300万で、一応幾らまでというの、50万で一回やってみたいなということで、50万というふうに決めさせていただいております。

○ 笹岡秀太郎委員

わかりました。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございました。

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也副委員長

ないようでございますので、時間の都合上、次に進めたいと思います。

本日の進め方でございますが、私としましては、もう2年ですか、議論をしてまいりましたので、かなり進んでおるといふふうに理解しております。

なお、この特別委員会は、あくまで条例をつくるというのが主たる目的でございますの

で、本日の進め方について私の思いをご説明させていただきたいと思います。

まず、前回までに資料6ですね。条例案の第13条、団体等の届け出制度について、届け出の要件を規制で定める内容を資料8で議論してまいったと思いますが、資料1の2ページにありますように、届け出団体の人数要件、また、地縁による団体の届け出をどうするのかについて考え方が定まっておられませんので、もう少しここでご意見を頂戴したいと思います。

また、次に、第12条、市民協働促進委員会についてでございますが、理事者から説明がありましたように、附属機関でも、諮問がなくても意見を述べるができることになっておりますが、この形でよいのか、ご意見を頂戴したいと思います。

さらに第15条、財政的支援についてでございますが、理事者からは、団体からの提案による協働委託事業、あるいは、基金の仕組みについて資料が出されておりますが、市民活動団体への財政支援のあり方についてご意見をお願いしたいと思います。

以上、大まかに3点につきまして、本日の議論を進めたいと思いますが、皆さん、これでよろしいでしょうか。

○ 笹岡秀太郎委員

もう一遍言ってください。

○ 伊藤嗣也副委員長

済みません。

まず、前回までに、資料⑥の条例案の第13条でございます。済みません、ちょっとはしよってしまいました。申しわけございません。

団体等の、要は届け出制度についてでございますが、届け出の要件を、規則で定める内容を資料8で議論してきたと思いますが、資料1の2ページの下の方なんです、説明でもあったと思いますが、委員長の人件要件については保留するとなっております。下から10行目ぐらいに、黒ダイヤで人数要件については保留するという、前回委員長からの発言がございましたので、そのところにもありますように、届け出団体の人数要件ですね、それが1点。

それから、地縁による団体の届け出をどうするのかについて、考え方がはっきり定まっていないというふうに理解いたしております。ここで、したがって、もう少し皆様の

ご意見を伺いたいというふうに思っております。そういう意味ですが、よろしいでしょうか。

他に進め方につきまして、もしご意見がございましたら、よろしいでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也副委員長

それでは、次回、本日皆様からご意見をいただきまして、ある程度合意できる状況にいったとすれば、次回は、条例の文案並びに前文の確認に入りたいと私としては考えておりますので、どうか進行のご協力、よろしく願いいたします。

まず、それでは議論に入りたいと思いますが、先ほども申し上げましたように届け出制度でございます。ここから、まず皆様のご意見を頂戴したいと。

それで、届け出団体の人数要件並びに地縁による団体の届け出についてご意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。届け出団体の人数要件、要は第13条の関係でございます。前回のご意見を整理、確認したいという意図でございます。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

次長の山下でございます。

済みません、私、ちょっと1点説明不足な点が、申しわけございません。

公共奉仕活動保険の人数要件5人を、例えば3人に減らした場合に保険料はどうなるのかというようなことについて、保険会社のほうに確認しましたら、基本的に、5人でも3人でもそんなにかわりはないと。ただし、当然3人とか、もう少し減っていけば、リスクが、活動が少ないほうが、ある意味活動がふえた場合に、保険料が上がると、それはそこにはね返ってきますという形で、5でも3でも、基本的には、保険料そのものはそんなには変わらないというふうな回答になっておりますので、それだけちょっと申し添えておきたいと思っております。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございます。

そうしますと、オール四日市とすれば、団体要件の人数は何も決まっていないというこ

とで理解してよろしいですか。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

本拠として、四日市として、今は保険で5人というふうな形をしておりますので、それ以降、それ以外のことについては、3人を市民活動の団体にするとか、5人以上をするというのは、基本的には決まっているものではないということでございます。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございます。

それを踏まえまして、委員の皆様からご意見を頂戴したいと思います。

○ 樋口博己委員

ちょっと次長から説明がございましたので、資料に戻った上で、少し13条のことで確認させていただきたいんですが、先ほど、資料の2、四日市市民活動総合保険についてということで、3ページを見ると、平成25年31万3624人ということは、四日市市民全員を対象にして681万2050円の保険料があるということだと思わすけれども、それで、その上で、1ページの一番下の用語の定義で、市民団体とは何か、何ぞやというところがあるんですが、5人以上の市民により自主的に構成された市内に本拠地を置く非営利団体、NPO等の団体で市長が認めるものとあるんですが、この市長が認めるというのは、何を認めているのかなというのをちょっと確認したいんですが。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

次長の山下でございます。

この保険につきましては、事前登録制ではないという形で、あくまで、この5人以上というのは、事後で活動されたときに現認ができるかどうか。要するに、今やっているのはセンターの館長で、センターで現認をしているような形とか、あと、そのときにみえた方なんかには現認をしてもらったりとか、そういったことが、5人以上という、要るよという、後で確認ができるという意味合いがあって、ですから、市長が後で認めたと、それを認めるというような感じのこととございまして、もともと最初から認めるとかという話では余りないと。

ただ、公益活動、ここには示してはございませんが、公益的な活動でございますので、後からレクリエーション活動でけがをしたよという話になると少し、例えば、懇親会をやっておってけがしたとか、お酒を飲んでおってけがしたけど、それも市民活動やという話になるとまずいものですから、そういったことの審査を後ですということ、5人以上の団体であれば、全てのやつが認めるということではなくて、市長が認めるというのが基本になるということで、明確に団体と、これがあかん、これがええということについては、その時々で認めてきているということなんですね。

それと、もう一つは企業さんなんかがやったとき、例えば、どこかの企業さんが、ここが一番難しく、5人以上みえたら、企業さんが何かをやったと。それが企業活動の中でやったのか、まるきりボランティアで、地域に出て行ってボランティアでやったのかとかいうようなときは、これは、この段階で市長として認めるか認めやんかというのを決めていくというような形になるということですね、5人の団体にしてもというような意味合いです、ここの市長が決めるというのは。

○ 樋口博己委員

そうすると、先ほど最初に確認しましたが、この保険というのは、四日市市民31万3000全員掛かっているけれども、この定義を見ると、5人以上の市民で、市外の人も含むということになっていることとか、あと、先ほど説明があった、後で確認がとれればというお話だと、公益活動をしていることが前提にあれば、ほぼ認めるのかなという答弁に聞こえたんですが、そういう意味合いでいいんですかね。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

これにつきましては、基本的にはそういう発想、公益活動で、5人以上で活動されていて、けがをされれば、基本的には認めていくという方向できております。

ただし、まだ大きな事故が幸いなことにありませんのでいいですが、これがどんどん出てきますと、今度はもう、正直に言うと、保険会社のほうの受け手のほうが、今の金額でどうこうやというようなことの、私どもとしてはちょっと不安はございますが、今の段階では、できる限り幅広く受けてきているというのが実情でございます。

○ 樋口博己委員

わかりました。

今、確認させていただいたことを考えると、資料8では、先回から議論しておりますところの5人以上というのはそんなに意味はないのかな、公益活動だということが確認されるかどうかは保険適用に対しては重要なポイントなんかなということは確認をさせていただきました。

ありがとうございます。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございました。

そうしますと、第13条の文言につきましては、これ、先ほど樋口委員の第2項に当たるかと思うんですが、規則のほうで定めていくことになろうかと思うんです。それで、この条文的には問題ないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○ 樋口博己委員

そうですね。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

届け出制度や、第13条関係の条文の文言はこれでいいのかということを確認したいと思います。詳細は、規則のほうで決めていく方向でいかがかなというふうに私は考えております。

届け出制関係はよろしいですか。次に進んでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也副委員長

それでは、次に、市民協働委員会の関係につきまして、皆様のご意見を頂戴したいと思います。

市民協働促進委員会でございますが、これにつきましては、理事者の説明のとおり、附

属の機関ではありますが、先ほど説明がありましたように、諮問がなくても意見を述べる
ことができるということによろしいでしょうか。

そうなりますと、条文に条項を追加させていただきたいと思います。したがって、
皆さん、ここで附属機関ではありますが、諮問がなくても意見を述べることができるとい
うことでいいのかどうか、この条文の文言でご意見を頂戴したいと思います。

例えば、条文に条項を追加するとしますと、資料6の12条ですね。市民協働促進委員会
の第12条第2項のところを、意見を述べるができるを、答申するというふうな文言に
変える必要があるのではないかというふうに思いますが、その辺も含めまして、その2項
の下に3項として追加をする必要が出てきますと思いますが、それは、先ほどの市民協働
のほうの事例のような内容を追加する必要があると思いますが、例えば、済みません、私
のあれで。資料4の一番下ですね。男女共同参画推進条例21条3項のような文言をここ
に入れる必要が出てくるのではないかと。ここに入れて、2項は答申するというふうに文
言を変更するというような形はいかがかなというふうに思っております。皆様、それも含
めましてご意見を頂戴したいと思います。

理事者側、何か、特にこの件について説明がありましたら。

○ 前田市民文化部長

前田でございます。

前回いろいろご質問をいただきました件で、こちらでいろいろ調べさせていただきました
で、やはり自治法のいろんな解釈内容なんかをチェックしてみますと、ここに、先ほどの
資料4でご説明しましたように、調定や審査、審議、または調査を行う委員会は条例で定
めないといけないという基本的な考え方があるということでございます。

現実にそれ以外の方法があるかという、条例で規定する場合は、基本的にはもう附属
機関になってしまいますので、じゃ、附属機関でどのような整理ができるかというこ
とを、市の先例としては、例えば、男女共同参画の推進条例の審議会の例が一番モデル的
には一般的に多く置かれているような規定であるということで、この市民協働の促進委員
会の場合も、いわゆる現状の2項の規定は意見を述べるができるとなっておりますの
で、これは、市長の諮問に応じとなっておりますので、この部分は、一般的な例のとおり答
申に改めて、いわゆる3項目として、男女共同の例にあるように、先ほどご説明があつた
ようなケースで、市長に対し意見を述べるができるというふうに、例えばすると、全

体としての整合性がとれるのではないかということで、私どもはちょっと整理もさせていただきます。

条例で定めない場合も、実は、実際には行われておるわけでございますけれども、意見を一定述べて、提言を、やはり強く市長に求めていくということであれば、条例できちっと定めてこうやって定義するということは、制度的な担保としては非常に有効であるということも確認しているところでございます。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございました。

委員の皆さん、ただいまの理事者の説明に関しまして、何かご質問、ご意見がございましたら。

○ 芳野正英委員

確かに12条を見ていると、市長の諮問に条例案、条文ですね。そうすると、諮問に応じに対する対応が意見を述べるというのは、やっぱりちょっと。答申というのは、諮問を出して答申なので、先ほど部長がおっしゃったような形の、諮問に対する調査、審議、答申と、それ以外の必要に応じた意見を述べる機会というのを分けて規定するのがいいのかなというふうに思いますし、できれば、12条の2項の1、2の検証と重要事項に関することが調査、審議の項目ですけど、意見を述べられる範囲はもう少し広いといいと思うので、この男女共同参画推進条例にあるように、1号、2号以外の前項に定めるもののほかという全般的な市民協働全体に対する必要と認めた事項について意見を述べるができるというような形に改めたらどうかなというふうには思います。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございました。

ただいまの芳野委員の意見に対してどうでしょうか。皆さん、私もずっと入ってきたので、いいんじゃないかなと思うんですが、他にどうでしょうか、ご意見。皆さん、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也副委員長

そうしましたら、この12条につきましては、理事者のほうの意見ももう一度伺いまして、正副で次回までにちょっとたたき台のような案をつくらせていただきます。それで、多分、委員の皆さんに事前に配付させてもらいたいというふうに思っておりますが、そのような形でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也副委員長

それでは、次に進めさせてもらいます。

次、財政支援のあり方について皆様のご意見を頂戴したいと思います。

第15条でございますね。15条の財政的支援の考え方につきまして、前回の議事録でもさまざまなご意見を頂戴しておりますが、どのような形で支援をしていくのかについて、この条文を整理したいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

委員の皆様から、前回多岐というか、いろんなご意見をいただいたと思います。まず、ちょっと理事者側から、もし、前回のさまざまな意見を踏まえて何かありましたら、どうでしょうか。あります、ないですか。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

次長の山下でございます。

今回、2本、私どものほうから資料として出させていただきました。

一つは、支援のあり方の一つとして、先ほど説明を資料5でさせていただきました協働事業という事業をやっていって、団体さんと協働をやるという形での支援と。

もう一つ、基金というのは、どちらかというところで支援ということではなくて、資料⑦を見ていただきますと、財源としてそこへ基金を入れて、その財源を使って、当然これ、条例設置の基金になると、その基金を使って一般財源に戻して、一般会計から補助金なり何なりで出すという仕組みになろうかなというふうに思っております。ただ、その基金につきまして私どもの思いを申し上げますと、基金というのは、ある意味目的があって、どれぐらいの額を積み立てて、それを何に使うかというのが基本的には前提になるというの

は、ほぼそんなものだろうということですが、例えば、市民活動の基金をつくるということになると、こういった形、要するに、一つ考えられるのは、何か目的があればいいんですが、その都度、単年度単年度で基金に積み立てて、それを単年度予算で使って、それを繰り返すと。ほとんど基金には取り崩しのほうが出てくると、取り崩してやっていくという形になると、少し基金の目的になるのかなという一つの思いがありますのと、今、その寄附金が基金の中に、基金をやれば、寄附金が集まれば基金と積立金と合わせてやっていくということで、その基金の目的も達成をされていくと思うんですが、その寄附金というのが今、集まっていくという情勢にあるのかどうかというようなこともございますし、一方では、民間のほうでそういった支え合い基金という、要するに、民間の寄附でやられている団体さんもみえるわけでございますので、その辺との整合といいますか、考え方の整理というのもございまして、私どもとしては、基金ということであれば、どんな基金ということのご意見なんかもいただければありがたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございます。

基金につきましては、行政として、ちょっと何か曇っておるような発言だったのかなというふうに感じました。前回の委員の皆様のご意見を見ても、いろいろご意見をいただいています。ここが一番重いのかなというふうに思っています。資料7でも、基金とはということで資料としてはつくっていただいて、皆さん、お手元に配付されておると思いますが、多分行政であまりないのかなというふうな感じだと思うんですが、どうでしょう、皆さん。その辺の第15条の文章につきましては、今後の運用といいますか、規則を踏まえまして文書の確認といいますか、ご意見をいただきたいと思えます。

委員の皆さんもなかなか、非常にここは重いのかなという雰囲気が漂っておるんですが、どうでしょう。賛成反対というのも変なんですけれども、この文章のままでいいのか、条例のいらうべきか、もうそこだけだと思うんですが。

○ 加納康樹委員

基金に対して、そういうので別に構わないんですが、ただ、ここの財政的支援は、当初

一番最初に出した文でいくと、ここの項は、主に俗にいう1%条例的なもののイメージをして、それを補完するための条項として上げていて、その辺はちょっと収れんされていてこういう形にはなっているんですが、行政側としてというのか、いつとき市長もそういうふうなものをにおわすような政策を示していた時期もあるんですが、もうそれから完全撤退したという認識でいいですか、によって、ここは少し考えてあげたほうがいいと思うので。

○ 前田市民文化部長

撤退したとかそういうようなイメージ、認識は持っていません。我々が基金について、ちょっとどういうふうにしていったらいいのかなというのは一つ疑義があるのは、過去にもあったんですけど、いわゆる税を投入する場合に、どうしてもそういうふうに、基金を使って、一定の安定的に継続性を持った財源を確保していくという、一つ考え方、それは重要なメリットであろうというふうにはわかるんですけども、一定の、今、なかなか厳しい状況の中で、基金をある程度税として積んで、実際には、市民活動の協働の需要というのはすごく高いわけで、現実にはその基金を積んでも、実際に、またすぐ充当せんならん。先ほどちょっと次長が説明したように、積んでも、すぐ財源に充てやんならんということで、どれだけその基金に積み増しできるかということが非常に厳しいのではないかと。それであれば、一般会計で予算化していくこと、そんなに現実には変わらないので、基金の意味合いというのはどういうことにあるんだろうと。

もう一つ、ちょっと次長からも説明して重複しますが、寄附金も集まってきて、民間の寄附も集合させて、やはり自由度も高めて運用していこうということが可能であれば、それは当然理想的な姿かも知れないんですけど、一部、民間のそういう基金のような形のものも別の形で動き出していますので、またそれに加えて、市民から、あるいは企業から基金を集め、税との合わせたような基金をつくっていくことがうまく機能していくのかなというようにちょっと不安もございまして、具体的に、我々が執行をしていく場合に、こういう基金の姿というのをどういうふうに描いていったらいいのかということについてちょっと見通しが立てにくいところもありましたもので、そのような説明をさせていただいたということでございます。

決して基金の有効性ということを否定するつもりもございませんし、その意味合いが十分機能するような考え方が整理できるのであればとは思いますが、今、そのような

危惧もございますもので、そのあたりについて、ちょっとご議論というかご意見をいただけるといいかなという、我々もこういう基金をつくっていくとなれば、そういう考え方をきちっと持たんならんということにもなりますもので、この条例がどういう方向で基金を持っていくべきなのかということやうたっているのかということについては、その辺についての整理といいますか、認識の共有化が必要ではないかというふうなことは思うわけでございます。

ただ、今、先ほども申し上げましたように、やはり自転車操業的な基金になるのであればちょっと難しいと思うし、それから、市民協働といっても非常に広い、もう一点ございます。広い範囲になってまいりますので、どういう目的ということや、やはり、ある程度協働事業の中でどういう目的にこれを使っていくということのラインナップみたいなのがもうちょっと明確になってくるということもあわせて必要なのかなと。支出するための事業のラインナップみたいなのがもう少し明確になってくることがあわせて必要、それが、例の市民協働の計画なんかとリンクしてくるのかなとは思いますが。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございます。

○ 加納康樹委員

ここで基金制度と具体的なところで基金が出ているので、多少及び腰なのかもしれませんが、でも、その後で等を整備しとしてあるので、場合によってはその可能性も捨てなくてもいいので、現状として、私としては、せめてこのぐらいの文言で残しておいても、決して等をとれとは言っていないので、行政を絶対的につくらんならんという、すぐやれという足かせではないと思っていますので、この程度の表現はあってもいいのかなというのが私の思いです。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございます。

ただいまの加納委員の発言に関しまして、他に委員の方、ご意見はございますでしょうか。要は、現状の第15条でいいじゃないかというご意見だと思いますが。

○ 山口智也委員

私も、その寄附という、例えば寄附文化というのが醸成していくには、やっぱり一定の時間というのにも必要だと思いますし、今すぐ基金をつくるという話になると難しい話だと思うんですけども、ある程度試行的に続けていく中で、寄附文化というのが徐々に醸成していく中で基金というのにも考えていくべきだと思いますし、条文としては、このまま基金というの、文言として入れておくというのにも必要なことではないかと思います。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございます。

他に。

○ 中村久雄委員

ちょっと質問なんですけれども、部長の説明の中で、民間の基金がいろいろ育ってきているという話がありましたけど、それ、具体的にどういうふうなものがあるか。というのは、だから、同じような活動団体、いろんな目的目的に応じて、結構そういう基金、例えば社協なんかもあると思うんですけども、それと余り重なってきても非常にややこしくなるのかなという気がするので、紹介いただけることなら。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

次長の山下でございます。

一つは、一般財団法人ささえあいのまち創造基金という、これは、四日市大学の松井先生たちが中心になられて、これ、実は連合自治会の高野会長も入られているような団体で、これは、あくまでも純粹に市民の団体さんとか個人さんから寄附を集めて、それを、集めたお金の一部を各団体さんの運営費に審査を通して配分するという形、いわゆる中間組織的な形の団体が今回、できたということでございまして、こういった団体さんと、私どもと、どうやって競合といいますか、協力しながら市民活動を支えていくかというようなことも出てまいりましたものですから、その辺の動きの注視もなかなかしていく必要もあるのかなということは思っているということでございます。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございます。

○ 中村久雄委員

というのは、情勢とかを考えていったら、この市民協働条例をつくる意味で、やはりいろんな活動をする団体の基礎的な財源が保証できるよということが結構大事と思うので、説明にあったような、一般会計からそこら辺の財源を出すということをやろうとしようが、基金等と、その一番下に等がついていますから、基金制度にかかわらないということもあるんですけども、こういう文言で出たときに基金制度というのがありますから、そういうふうな状況であれば、わざわざ基金制度という文言は入れないほうがわかりやすいかなと。

だから、財源的な支援をするように努めなければならないというところを、ぱんとわかるように市がやると。市がそれは保障するよというところがわかるような文言のほうがいいかなというふうなことをちょっと思います。

○ 伊藤嗣也副委員長

そうしますと、中村委員のご意見としましては、基金という文言をここから外すというふうなご理解。

理事者側にちょっと確認したいんですが、これ、基金という文言が入っていると一般的な財源は使えないという意味合いでよろしいですか、それとも……。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

特に一般財源に使えないとか、そんなことはございません。要するに、制度として基金制度というのをに入れていただいているので、私どもは、それに基づいてつくっていく話になってくるという状況の中で、基金というものがイメージとして、委員の皆さんがどんなイメージの基金を持ってみえるかというのをちょっと確認させていただかないと、なかなか、そんなはずじゃなかったということにならないようにご議論をということで申し上げたので、これに対して文言をどうこうという話ではございませんので、それはご議論いただいた中で決めていただければ、それはそれで、私どもはそれに従っていくだけということになります。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございます。

先ほども、民間の基金が設立されたという話もありましたが、そことどうこうということとは、今、市では考えていないわけですね。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

次長の山下でございます。

今、民間さんはやってみえますが、そことどうこうということ、今の段階でどうなるようになるというのは、その団体がどうなっていくかというのはまだわかりませんものから、何とも申し上げ、注視はしていきますが、それとこれをリンクさせてどうこうということは今のところ、まだそこまで議論はしていないという状況でございます。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございます。

他に委員の皆さん。

○ 川村高司委員

どうしても理念条例にとどめるべきというスタンスの立場から意見をさせていただきます。

今というか、監査で2団体をピックアップして、こういうNPOに類するようなところ、市の税金が補助的に入っている団体を監査したんですね。かなり多くの中からピックアップした2団体を監査しています。その監査内容というのは、ちょっと守秘義務云々というのがあるので、詳細、秘密会か何かにしてももらえれば赤裸々にお話しはしますが、その2団体ともに非常に問題ありという実態があるんです。

これ、議論をさせていただく、監査したのは去年の暮れぐらいだったか、年明けかなんですけど、なので、ますます財政的支援というのは非常にまずい。その実態が、役所のほうとしても精査されていないというか、できない、実態は。NPO団体というのは、当然市だけに財政的支援を求めているのではなしに、先ほどから話があるように、企業とか及び県とかからも財政支援は受けているわけで、1カ所だけ、市だけじゃないんですね、NPO団体の財政的支援を受ける対象というのは。

なので、今現状、既に市の税金が投下されているところに対して、実態はどうなっているんだというのをまずは精査しないと、出ていく一方で精査できなくなってしまう危機感が、もう日増しに募る一方ですということだけ申し上げて、財政的支援という文言自体、かなり問題があるのではないかという。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございます。

ちょうど11時、1時間がたちましたので、ここで、10分程度でよろしいですか。あの時計で11時10分再開でよろしくお願いします。

11：00 休憩

11：10 再開

○ 伊藤嗣也副委員長

それでは、再開いたします。

○ 山口智也委員

今、ちょっと休憩中、部長とも話をしていたんですけど、ほかの自治体の実態を少しお聞きしてしましたら、やはりなかなか寄附というのが集まらないというか、難しい現状にあるというところを、今、お聞きしておったんですけども、ポイントとして、実際寄附金がどのぐらいの規模で集まるのかとか、将来的にその寄附文化がどういうふう伸びていくのかとか、その辺がポイントになってくるかと思うんです。この条文としては、その基金というのを入れるというのも一つだと、先ほど私もお話ししたんですけども、例えば、これをずっと続けていく中で、見直しの時期に、例えば、また基金というのをもう一つ議論してそこに入れていくのかとか、そういうことも一つの手なのかなというふうにちょっと思ったりもするんですけども、だから、今の時点でこの文言を入れるかどうかというのは、はっきり自分の中でまだ判断できないんですが、ちょっとその辺を今、迷っているところであります。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございます。

○ 笹岡秀太郎委員

今、山口さんが言われたように、まさしく全員同じ思いじゃないのかなという思いがするんですよね。一番、これ、肝心な部分になってきますので、もう少しちょっと時間、熟慮させていただく時間をいただきたいなど。決して引っ張るつもりもございませんので、この辺のところ、一番大事な部分の考え方のまとめをもう少し時間をかけて、考慮する時間をいただきたいという思いがあるので、きょうのところはこれですをしていただいて、次に進んでいただいて、これだけちょっと積み残しをしていただけるということはどうでしょうかね、皆さんにお諮りいただいて。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございます。

ただいまの笹岡委員のご提案に関しまして、委員の皆様、よろしいでしょうか。

○ 芳野正英委員

財政的支援でいうと、豊田委員が、特に協働のあり方とか補助金も絡めた部分をおっしゃってみえたので、確かに豊田委員のいない中で議論をもう少し深められないなという部分もあるので、次回も議論することはいいかなと思うんですけれども、先ほどの川村委員のご意見の中で、個別の、やはりNPO、市民団体の支出のあり方というのは、やっぱり監査という部分も我々、チェックせないかんとしますし、この条例ができた後でもチェックをしていかないといけないのかなと思うんですけれども、そこと少し、個々の事例とこの財政的支援のあり方というのは、やっぱりちょっと切り離すべきかなというふうに思っています、そういう部分でいうと、基金というのは、結局市が市民の寄附を集めるなり、市の予算の中の1%とか、小林先生は3%とおっしゃっていますが、予算の中から積んでいくという形のあり方なのか、その基金を除いて直接的な予算の中でやっていくかという違いなのかなとは思いますが、私は、市民活動の中で、基金ということの一つの役割というのは、市民の皆さんも、少ない中ではあるけど、先ほど山口委員が言われるように、寄附という文化もちょっと植えつけていきたい、植えつけたら失礼なんで

すけど、寄附の文化をちょっと広めていきたいという部分もあるとすると、やっぱり市は、基金制度というのは挑戦をしていくべきなのかなと。それが時期がいつになるかはわからないですけど、そういう部分では、この条例の中に基金制度等の整備という、すぐに基金を整備せいというわけではないんですけども、そういう一つの検討課題として基金制度の整備をするということを条文には盛り込んでいきたいなというふうには思いますので、その意見だけ最後に。

○ 森 智広委員

私もちょっと勉強不足のところがあるので、ちょっと確認したいんですけど、例えば、他市とかで何%条例というのがよくあるじゃないですか。あれってというのは、別に予算枠を決めるだけで、それを使い切れなかったから繰り越すというのをやっているところってないですよ、あるんですか。

僕が二つぐらい調べたら、その枠を決めて、その中の最大、そこまでは出すよというルールで、行かなければ終わりみたいな。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

申しわけありません。ちょっと資料がございませんので何なんですけど、一度それが基金に入れてあれば、当然基金に残っておる間というのはずっと繰り越されていく話になると思いますし、それが浮いた入れ方で、単年度で配分しておれば単年度だと思いますし、一応調べさせていただいて、次回にご報告させていただきたいと思います。

○ 森 智広委員

あとちょっと理解、僕も記憶が定かじゃないんですけど、市でも基金って前やっていませんでした、市民文化部、ファンド。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

今回は、これは市条例同設置の基金のバージョンで、信託銀行に、要するにそれを預託した形になって、それで、民間さんでつくってもらった運営委員会が出すというような市民活動ファンドというものの制度はございました。あれについても、当初、市の職員なり、企業の皆さんとか、いろいろ基金を積み立てていただいて、それでやっていたんですが、

最終的に寄附金がなくなっていくということで、結局は閉じさせていただいたというような経過はございますので、先ほど山口委員さんも言うていただきましたが、要するに寄附文化というのを醸成されていないと、なかなか、あくまでも個人さんがどんどんどん寄附をしてもらうという考え方にならないと、こちらから強制にとっても、なかなかそれが続くものでもないのかなというふうな気はしておりますが、これからどういう動きに、その当時と今と、各種NPO団体とかたくさん出てきていますので、そういったものに対する寄附文化というのはこれから醸成されていくのかもわかりませんし、その辺のことについては、ちょっと今の段階では何とも、ええとか悪いとかいう話はちょっとお答えできやんかなというふうに思っていますが、そういったのはございましたが、一旦閉じさせてもらったというのは現実でございます。

以上でございます。

○ 森 智広委員

その前のファンド、基金の趣旨は今とよく似た趣旨だったんですか、100%。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

次長の山下でございます。

以前も、当然ファンドで、一緒のような趣旨で団体さんにお金を配分させてもらうという趣旨ですね。あの当時はNPO団体さん枠とか、一般の枠とかいうのはあったと思いますが、基本的には一緒の考え方だと思うんですが。

○ 森 智広委員

時代は変わっているので、状況は変わっていると思うんですけど、当時、一応同じことを繰り返してもあかんで、どういう内容でどうだったかというのがわかるものがあれば、次回でもいいんですけど。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

決算委員会の際に一度、若干資料はお出しをさせていただきましたが、また改めて、そうしたら出させていただきます。

○ 伊藤嗣也副委員長

そうしましたら、山口委員、森委員の関係の資料も次回、提出いただくというふうをお願いいたします。

どうも意見がふくそうしておるのではないかなというふうに思っております。この件につきまして、委員長も、本日ちょっと体調不良で休まれております関係上、理事者のほうと意見の調整もいろいろさせてもらい、正副でこの件、次回までにきちっと、ちょっと調整させていただきたいと思っております。もし可能でしたら、委員の皆様事前に正副案をまとめたのをお出しさせていただきたいと。最悪でも次回にはお渡しさせていただきたいと思っておりますので、本日お集まりの委員の皆様、それでご理解いただけますでしょうか。よろしいですか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございます。

他にこの条例に関しまして、特にこれだけとかいうの、ございますでしょうか。

本日の条文に関するところは、私としましては、議論は終わったのかなと思うんですが、次回、私としましては、今回の積み残しという表現が適切かどうかわかりませんが、正副案をお出しさせていただきますが、12条の、たしか市民協働促進委員会につきましても、理事者の意見を聞いて、正副案を事前に皆様に出させていただきます。

それから、先ほどの財政支援の部分、基金の部分につきましても同じようにさせていただきますと思いますが、それで、次回は、その積み残した議論等、条例の文案の案の全体、並びに前文につきまして皆様とご確認をさせていただきたい、ご意見を頂戴したいと思っておりますので、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也副委員長

それでは、本日の市民協働条例調査特別委員会を終了させて……。

○ 山下市民文化部長兼市民生活課長

済みません、一つだけ理事者のほうからお願いと申しますか、これ、大部分条文を固めてきていただいて、その中で、理事者として、今後、この条文を執行していく段階に当たって、少し、議員の皆様のお考えと私どもの執行する思いと余り隔離があってはまずいものですから、一度、正副委員長と、条文の一つ一つのこの部分についての考え方といえますか、これはどういう、例えば、第4条なんかの市民の役割の中で、第11条に定める計画が参画するように努めるものというような文言がございますが、その中で、参画の仕方が、市民として、その計画の委員会に入るといふふうに思ってみえるのか、そうではなくて、パブコメとかそういうことをやれば、それは参画ですよというようなこととか。その辺のことの執行する側として、少しそういったご意見なんかをすり合わせていただけたらというようにお願いしたいなというふうに思いますので、正副委員長と相談させていただいて、その辺は一度、その結果というのは、またご報告させてもらうということでご了解をいただきたいなと思うんですが、よろしいでしょうか。

○ 伊藤嗣也副委員長

要は、逐条解説的なところで意見のすり合わせをというふうに理解してよろしいですか。

きょう、委員長も休まれていますので、その辺、正副で理事者と、ちょっと逐条解説に関して話をさせていただきます。

皆さん、それでよろしいでしょうか。

○ 川村高司委員

さっき私が申し上げた監査云々の対象は、あくまでも無作為にピックアップした案件であって、特定の、ここがこうだったからというよりは、これ、全体的な風潮というか、逆に言うと、何かというと、今の体制、組織、ルールの中では、出ていったお金をきちっと精査するパフォーマンスがないんですね。だから、条例というのか、この役所の中のルールだけでは出ていったお金をきちっと監査する能力がないので、もしきちっと出すのであれば、それをチェックできるようにというのを一筆書く程度ではなしに、今までとは違う形でのチェック機能であり、そういうのを実際、運用する、運行する側の理事者側の案が、腹案があるのであれば、そういうのは教えていただきたいしということで要望を出しておきます。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございます。

ただいま川村委員のご意見に関しまして、委員の皆様から、もしくは理事者のほうから。

○ 芳野正英委員

確かにその点のご指摘のとおりで、基金をつくったり、これから市民協働で市民団体のそういう支出がある場合に、チェックというのがやっぱり大事で、確かに今も決算報告とか、上がってきているんだろうと思うんですけど、そのチェックがやっぱり甘いのかなど。監査でかかってくると、そこがやっぱり問題点が多いと思われるところもあるので、それは、例えば、今度のこの基金制度の制度設計の中にチェックをする機能というのが、もう少し外部の目が入るようなものをつくるとか、それは、このご時世、やっぱりあるべき姿かなと思うので、それは川村委員のご指摘のとおりかなど。そこも含めた基金制度のあり方を、これからこの条例をつくった上でやっていきたいと思いますという話に持っていくのかなというふうに思いますので、ご指摘だけさせていただきます。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございます。

ただいまの芳野委員、川村委員の意見に対して、何か理事者のほうで。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

次長の山下でございます。

おっしゃっていただくことはごもっともでございますので、条例を入れるとかいうことではなくて、先ほど、今後私どもの運用とか、執行していく中でチェック機構を強めるという方式についてはぜひ考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございます。

要は、条例の文言には入れずに、今後の運用等で、規則等でもという意味も入ってとい

うことで、チェック機能をという理事者からの答弁ですが、どうでしょうか、委員の皆様、よろしいでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也副委員長

そうしましたら、その辺、十分チェック機能というものを考慮していただくということでよろしく願いいたします。

それでは、他にご意見は。

○ 芳野正英委員

追加追加で申しわけないですけど、多分川村さんも条例の中にそういう部分が入ってこないと納得しないのかなという気もするので、一つの提案ですけど、例えば、条例の中に責務がいろいろある部分があると思うんですよね。市民の4条、5条、6条とか8条あたりのところですけど、そういうところにちょっと入れ込むのがいいかなと。僕も今、うまい言葉が浮かばないですけど、そういう市の財政の支出に関してはちゃんとしたチェックをするみたいなのところですか、市民側としても、公金を預かっているんだから、そういう部分はちゃんとしましようみたいな、そういう責務の中にそういう部分も入れ込むのがいいのかなとも思います。

○ 伊藤嗣也副委員長

私の先ほどの意見をちょっと訂正というか、修正で、芳野委員のご意見で、条例の中に何らかのチェックという機能を持たすような文言を入れたほうがいいんじゃないかということでございますが、この件につきまして、委員の皆様、いかがで。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也副委員長

そうしましたら、この件につきまして、また理事者側の意見も聞き、正副で調整させていただきまして、何らかの形で委員の皆様にお示ししたいと思いますので、よろしく願

いたします。

それでは、他にございますでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也副委員長

本日は本当にありがとうございました。

それでは、市民協働条例調査特別委員会を終了させていただきます。

なお、次回、4月24日、水曜日ですが、午前10時から開催いたしますので、どうかよろしく願いいたします。皆様、どうもご苦労さまでございました。どうもありがとうございました。

11：30閉議